

(仮称)文化芸術ホール重点的な取組について

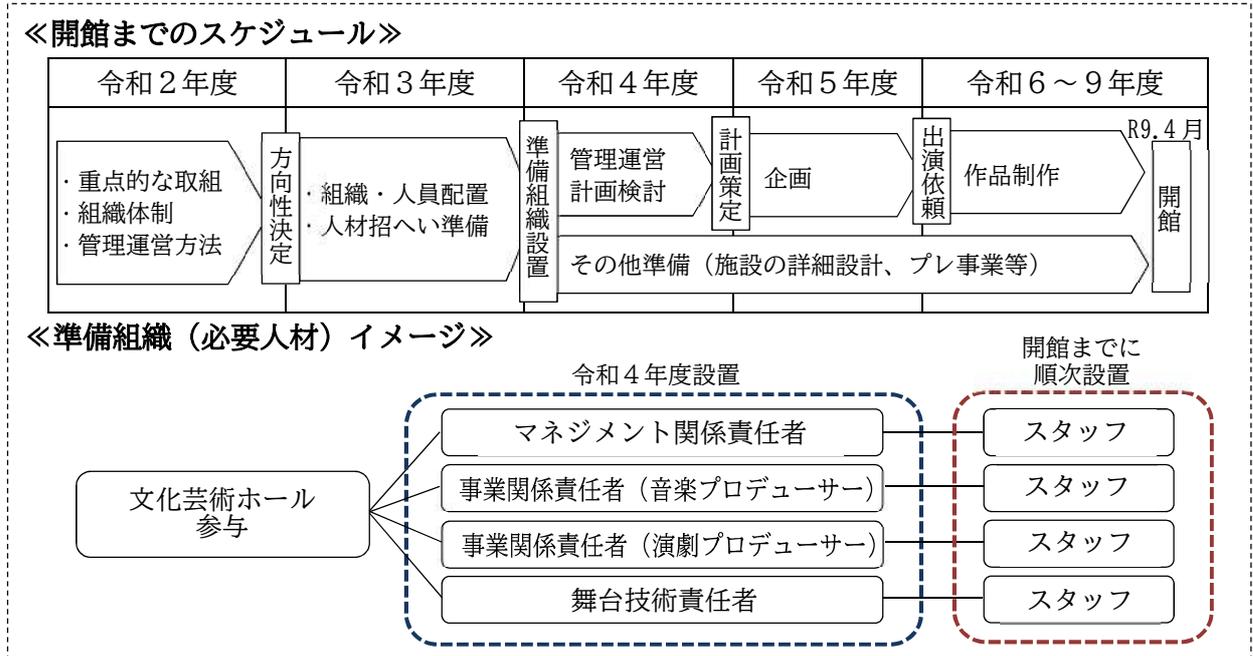
区は、(仮称)文化芸術ホール(以下「文化芸術ホール」といいます。)設置に向けて、平成26年度に「(仮称)文化芸術ホール整備の考え方(以下「整備の考え方」といいます。)」を策定し、3つの基本理念などを定めました。【参考資料1参照】

整備の考え方を策定して5年が経過し、平成29年度の文化芸術基本法の改正など、文化芸術ホールを取り巻く環境は大きく変化しています。【参考資料2参照】

区は、こうした近年の法改正等の環境変化や、令和2年度に設置した文化芸術ホール参与の助言を踏まえ、専門人材招へい等の準備組織設置を見据えて、文化芸術ホールが組織として特に力を入れるべき重点的な取組を定めます。

今後は、令和4年度の準備組織設置に向けた専門人材の招へいや組織体制の検討を進めていきます。

(参考)



1 重点的な取組

- (1) 地域の課題に寄り添い、多様な価値観を認め合う共生社会の実現に向けた取組
- 福祉や教育等の地域の課題に文化芸術ホールが寄り添い、誰もが文化芸術に触れられるよう、文化芸術に触れる機会が少なかった区民や、高齢者、障害者、外国人、親子向け等の公演、ワークショップを行います。また、普段は気軽に文化芸術に触れることが難しい福祉施設へ出向いたアウトリーチ事業を行うほか、より多くの区民が多様性を認め合うことができるよう、年齢、障害の有無、国籍等の異なる多様な人々との協働による作品づくりなど、問題意識を高めるテーマ性や発信性のある取組を進めます。

(2) 区内の文化資源・活動団体との連携や専門人材の育成に向けた取組

区民参加による舞台芸術作品の制作や区民がプロデュースする事業を行うなど、区民とともに作品を作り上げていきます。また、区内の企業や大学等の研究機関との連携により、先端技術や国際性など学術研究に裏付けられた専門性を付加することで、事業の質を高めます。

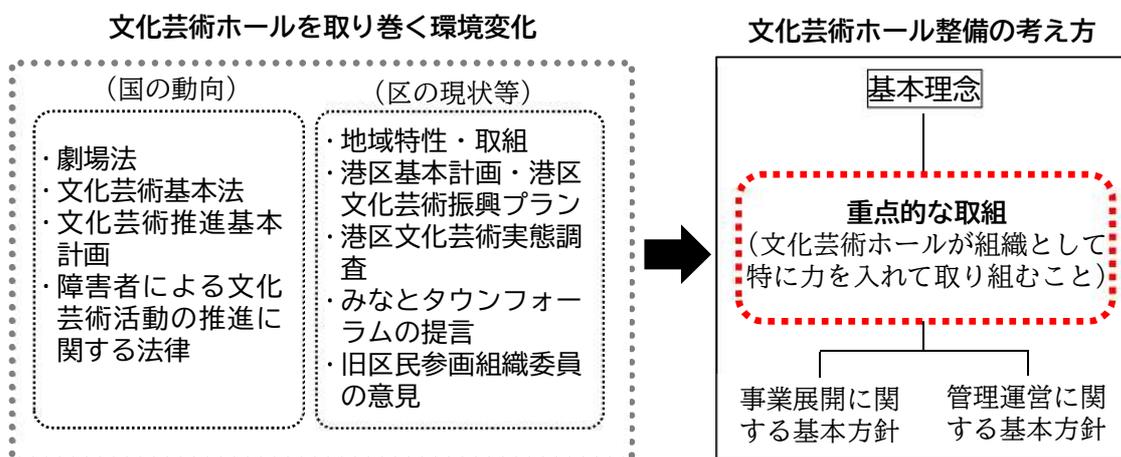
加えて、将来の文化芸術の発展を担う専門人材の育成のほか、地域課題の発見や地域課題と文化芸術を結び付けてコーディネートできる人材の育成を行い、アマチュアの区民団体が愛好家としての趣味の活動に加えて、文化芸術活動を通じて地域の課題解決に向けて行動するよう促すことで、より多くの区民の参画と協働による文化芸術の活性化を推進します。

(3) 国内外に発信することができ、区民が誇りを持てる質の高い取組

良質な作品の招へいだけでなく、多くの区民が文化芸術ホールで作品を鑑賞したいと思えるような、国際的に活躍するアーティストや作家等を起用した港区オリジナルの舞台芸術作品を積極的に制作・上演します。また、文化芸術とは異なる分野で活躍してきた区内外の人々からも興味・関心を集めるような、最先端の技術を活用した作品や分野融合型の作品(音楽と伝統芸能のコラボレーション等)を制作・上演します。

これにより、文化芸術ホールが質の高い作品を生み出し、国内外に発信することができる質の高い取組を行うことで、作品を鑑賞する区民とホールを拠点に活動する区民の双方が誇りを持てる施設をめざします。

【整備の考え方と重点的な取組の関係性】



2 当面のスケジュール (予定)

令和2年10月 組織体制に関する方向性 決定
令和4年4月 準備組織 設置

(仮称)文化芸術ホール整備の考え方 (管理運営に関する部分のみ抜粋)

参考資料 1

1 基本理念

■ 文化芸術振興の中核拠点施設

すべての区民を対象に文化芸術の鑑賞・参加・創造活動を、施設・事業・人的体制が一体となって総合的に提供するとともに、国内外にその活動を発信していく国際性を持った文化芸術振興の中核拠点とする。

■ 高い専門性とホスピタリティを備え、育み自らも育つ施設

高い専門性とホスピタリティを備えた施設・人的体制・事業が一体となって、子どもたちをはじめ、区内の文化芸術に関わる人材を育てるとともに、施設の運営や事業の実施を担う専門人材を育て、施設自体も成長していく施設とする。

■ 人々に愛され、区民が誇りを持てる施設

区民にとって使いやすく、満足感、充実感が得られるとともに、区民から愛され親しんでもらえ、区民福祉の向上に寄与する施設、区民が誇りに思える施設とする。

2 事業展開に関する基本方針

〈事業展開の方向性〉

先駆的な試みの実現	分野を超えて複合する新たな試みや作品創造に積極的に取り組む。上演機会の少ない作品・実演家を取り上げるなど他の劇場、音楽堂等に見られない先駆的な取組を進める。
次世代の育成、普及	区民とともに行う創造活動を積極的に展開するなどにより、区内の各地域に文化芸術を根付かせる。ホール運営を支える専門人材や、将来の文化芸術を担う人材の育成を図る。
国際文化交流の視点	区内の大使館等との協働や海外の劇場等との提携により、国際文化交流の取組を積極的に進める。外国人から文化芸術ホールが観光資源としても認知されるよう努める。
区民利用への配慮	区民が利用しやすい施設として、参加・鑑賞しやすい公演料金の設定、施設使用料を低廉な水準とする。区民の活動に際しては、技術的・専門的な助言などの支援を行う。
施設機能の十分な活用	多くの区民に利用されるよう、施設の稼働率・集客率の向上を目指す。主催事業だけでなく、貸館事業においても“集客できるホール”となり、施設の稼働率・集客率の向上につなげる。

〈事業体系の方向性〉

鑑賞・企画	文化芸術ホール自身が企画制作を行うほか、民間事業者との共催・提携公演、区民の文化芸術活動の公演など、区民が文化芸術を鑑賞する機会を幅広く提供する。
参加・普及	区民の文化芸術への関心と理解を深めるとともに、新たに文化芸術活動に関わる区民を増やしていくためのワークショップやアウトリーチ活動を展開する。
創造・支援	区民の文化芸術活動を一層活性化するため、練習場等の提供を行う。区民利用に際しては、文化芸術ホールのスタッフが、専門的・技術的な助言、広報支援など、具体的な支援を行う。
協働・連携	区内の文化芸術活動団体等との連携、教育・福祉・観光・産業など多方面にわたる機関と連携した事業を展開する。周辺に計画されている商業施設などとも交流連携を図る。
情報・研究	区内外の文化芸術に関する情報を収集・整理し、区民等に向け提供・公開するとともに、アーカイブ化を図る。蓄積した情報を基に文化芸術に関する調査研究も行う。
人材育成	将来の文化芸術を担う観客、制作者・技術者・実演家など文化芸術を作る専門人材、経営者など文化芸術活動を支える人材、文化芸術ホールの運営を支える専門人材の育成を図る。
国際・交流	国内外の劇場、音楽堂等と連携し、企画制作した作品の相互発信を行う。海外の優れた文化芸術作品の上演機会を提供し、区民に海外の文化芸術を紹介する窓口となる事業を展開する。文化芸術ホールで企画制作した新たな作品を海外で紹介する。

〈事業推進体制の方向性〉

区立施設との連携	区民ホール等とネットワークを組み、区民の身近な場所での活動や事業参加を推進する。身近な場所での開催により参加が多く見込まれる事業については積極的に連携して実施する。
区内文化関連施設との連携	文化芸術ホールは、区内に多数ある文化関連施設からの交通利便性が高い場所に立地するため、文化芸術振興に向けて区内全域で連携・協働するための中核拠点となることが可能。現在展開している「港区文化芸術ネットワーク会議」の活動を生かしていく。
事業コンソーシアム	特に鑑賞・企画事業において、文化芸術団体等との重層的な協働により、特色ある事業の展開や施設の稼働率・集客率向上の可能性を検討する。各事業者がコンテンツを提供する場としての“コンテンツプラットフォーム”となることが肝要。

〈施設提供の考え方〉

区民利用への提供と興行的な利用への提供の日数的なバランス、公益性と効率性(収益性)の双方に十分に配慮した使用料金の設定など、より多くの区民に利用される施設となるよう今後検討を進める。また、文化芸術団体との協働により安定的な稼働を確保することもあわせて検討する。



3 管理運営に関する基本方針

〈管理運営の基本方針〉

劇場、音楽堂等の運営に必要なソフトウェア、ハードウェア、ヒューマンウェアの3つの要素を過不足なくバランスよく配置し、文化芸術ホールが持つ機能を十分に発揮し、かつ利便性の高い柔軟な管理運営を行う。また、効率性や収益性に考慮し、経営的視点をもった管理運営とする。

・文化芸術中核拠点としての専門性の確保

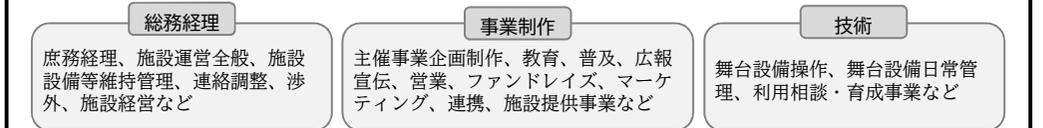
高い専門性とホスピタリティにより積極的な事業を展開する拠点施設となるため、活動を支える専門人材の配置について検討する。先駆的な事業の企画・実施を担う事業面での責任者や、音楽・演劇など各事業分野での複数のディレクターをはじめ、専門性を備えた人材の確保と、これらの人材が十分に力量を発揮できる体制や環境を整えていくことが必要である。また、事業の継続性を確保するため、ホール施設の運営実務を担う人材、たとえば、アートマネージャー、制作者、舞台技術者、各種プランナー、ワークショップファシリテーター、コーディネーターなど、専門人材の育成を計画的に行っていくことも重要である。

・文化芸術団体等との協働

特色ある事業を展開し、施設の稼働率・集客率を向上させていくため、文化芸術団体等と事業や運営面での協働の可能性を検討する。例えば、文化芸術ホールの事業の方向性に適した事業を展開している事業者と連携し、定期的な事業の提供、施設利用の確保を図る。

〈組織体制の基本方針〉

非常に専門性の高い施設である文化芸術ホールを運営していく組織として、以下の機能の配置が必要であり、これらの部門を統括する専任者の配置が必要である。各機能が十分に力量を発揮できる柔軟性のある組織とする。



〈文化芸術ホールの施設特性と求められる運営〉

- ・文化芸術振興の中核拠点として、自ら文化芸術振興事業を実施する。
- ・専門性の高い舞台機構を適切・安全に管理運営する。
- ・区民利用施設、集客施設として、高いホスピタリティを備える。
- ・中長期的な視点を持ち、継続性を持った運営を行い、港区の文化芸術振興の中核拠点施設として、文化芸術を育み、次世代につなぐ。
- ・開館にあたっては、早期から開設準備業務に取り組み、プレイベントや開館後の事業企画に取り組む。

〈稼働率の考え方〉

“人々から愛され、区民が誇りを持てる施設”として、施設の稼働率向上を図る。また、主催事業及び施設提供による公演で、客席ベースでの公演の動員数(集客率)も高めていく方法を検討します。公演主催者とのコミュニケーションによる、公演毎の動員数等、「利用のされ方の実態」を把握するための仕組みを作る。

〈収支計画の考え方〉

文化芸術ホールは、港区に数多く集積している文化芸術関連施設・産業など地域資源をつなぐ文化の結節点として事業を展開することにより、港区の文化力の一層の向上を図り、魅力溢れる文化都市としてのブランドを創り上げる拠点となる。そのため事業を、持続性をもって展開するために、区が一定の経費を支出していく必要がある。ただし、区の財政的な負担を極力軽減していくことを検討する。

〈財政的負担軽減の考え方〉

- ・設計段階において、施工、開館後の管理運営、将来における機能の拡張、設備関係の更新までを総合的にとらえ、文化芸術ホール単独での対応を可能とするよう配慮するなどライフサイクルコストの低減化をめざす。
- ・専門的な職能や人材を配置する中で、横断的に業務遂行のできる柔軟な組織体制を構築する。

(仮称) 文化芸術ホールを取り巻く近年の環境変化

国の動向

①劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成25年制定）

国際社会の調和ある発展に寄与するため、劇場等が施設であると同時に「創意と知見をもった人的体制」と定義し、劇場等が行う事業として「共生社会の実現に資するための事業」や「事業の実施に必要な人材の養成」を規定しているとともに、劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針では、地方自治体が芸術団体等の関係者と連携などに取り組みこととしています。

②文化芸術基本法（平成29年改正）

文化芸術振興基本法から文化芸術基本法に名称を改め、文化芸術自体の振興はもとより、文化芸術により生み出される観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野の施策と連携し、これらの取組を総合的に推進することが定められました。

③文化芸術推進基本計画（平成30年策定）

文化芸術基本法に基づく国の計画で、文化芸術活動に触れられる機会を、子ども、障害者や外国人など全ての人が容易に享受できる環境を整えるとともに、あらゆる地域で文化芸術を振興するなど、地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成や、多様で高いスキルを有する専門人材（文化施設の経営者、舞台技術者等）の確保・育成等の方向性が定められました。

④障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年策定）

文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進し、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与することが定められました。

区の現状等

①区の地域特性と取組

区内には、優れた文化芸術活動を行う個人や団体が数多く存在するとともに、全国最多の84の大使館が立地し約130か国の国籍の方々が暮らすなど、豊富な文化芸術資源と国際性豊かな地域特性を有しています。

令和元年12月に、障害者が自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を制定するとともに、令和2年4月に、性的マイノリティの方を対象としたパートナーシップ制度である「みなとマリアージュ制度」を開始するなど、多様性の尊重に向けた取組を進めています。

②港区基本計画・港区文化芸術振興プラン

令和2年度には、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする次期港区基本計画の策定や港区文化芸術振興プランの見直しを予定しています。整備の考え方の基本理念において、文化芸術ホールを区の文化芸術振興の中核拠点施設として位置付けていることから、当該計画等においては、文化芸術ホール開設前年度までの今後6年間を見据えて、これまで以上に文化芸術ホールの具体的な道筋を示す必要があります。

③港区文化芸術実態調査

新たな文化芸術振興プラン策定に向けて令和元年度に実施した実態調査（アンケート調査＝回答者610人、ヒアリング調査＝区内文化芸術活動団体等50者）では、文化芸術ホールに望むこととして、「国内外で制作・展開されている質の高い作品の鑑賞」や「大使館等と連携した国際交流に関する取組」が多くあげられています。

また、区民の文化芸術の鑑賞率は、国・東京都に比べて高いものの、1年間に一度も文化芸術の公演や展示などを鑑賞しなかった区民が約13%存在するなど、鑑賞の裾野を広げる取組を行う必要があります。

④みなとタウンフォーラムの提言

次期港区基本計画の策定に向けて令和2年3月に行われた、区民参画組織みなとタウンフォーラムからの文化芸術に関する提言では、興味関心がある人となない人との間に存在する垣根を低くすることで、誰もが文化芸術の魅力に気づき、住んでいてよかったと思えるまちをめざすよう、提言をいただきました。

⑤田町駅東口北地区公共公益施設区民参画組織 文化芸術ホール分科会の意見

文化芸術ホール整備の原点である平成19年度に発足した田町駅東口北地区公共公益施設区民参画組織の文化芸術ホール分科会での意見について、令和元年度に行った各委員へのヒアリングでは、「アマチュア活動は区民センターで、特別なことを文化芸術ホールで」という区民センターとの違いの明確化の意見があり、令和元年度に実施した港区文化芸術実態調査からも同様の意見が出ています。